

# 防犯用具

令和8年度版

## 購入費等補助制度



※過去に同補助金の上限（16,000円）を受けたことがある世帯主は対象外

### 補助対象者

申請日において刈谷市内に住所を有する世帯の**世帯主**

※申請者、振込口座名義人ともに世帯主  
※防犯対策をする住宅が市内であること



世帯主名で申請するカリ～！

### 補助額

購入・設置費用の **5割**

■ 1世帯あたりの補助上限 16,000円

■ 1,000円未満切り捨て

※購入時のクーポン、ポイント等使用分は、補助対象経費から除く

※過去（**年度をまたぐ場合含む**）の累計補助申請額が上限 16,000円に達するまでは何度でも申請が可能

### 補助対象用具

#### 令和8年4月1日以降に購入・設置した新品の防犯用具

補助対象となる防犯用具の例

区分	主な品目
住宅	門灯、屋外用センサーライト、カメラ付きインターホン、防犯対策効果のある防犯砂利、防犯対策効果のある錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子、ダミーカメラ
自動車など	ハンドルロック、タイヤロック、警報装置

※自動車など…自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車

※下記のような**補助対象外**となる品目もあります。

詳細は、事前にお問い合わせください。

### 補助対象外

- ・家庭用防犯カメラ（センサーライト付き防犯カメラ等含む） **別途補助制度（要事前申請）有**
- ・一定規模の集合住宅等の駐車場及び駐輪場に設置する防犯カメラ **別途補助制度（要事前申請）有**
- ・護身用具（防犯ブザー、催涙スプレー、スタンガンなど）
- ・ホームセキュリティなどのサービス契約
- ・門扉、フェンスなどの防犯対策以外の目的を有するもの
- ・家の中の鍵
- ・汎用性のある付属品（延長コード、SDカード、結束バンド、電池など）
- ・ドライブレコーダー、GPSによる追跡機器
- ・ステッカー、プレート 等

気を付けて！



家庭用



集合住宅用



(※) 防犯カメラに関する補助制度についてはこちら（市HP）→

## 補助金を受け取るまでの流れ

オンライン申請は  
こちらから (市 HP)

店舗等で  
防犯用具を  
購入

刈谷市役所くらし安心課へ  
必要書類を提出  
(オンライン・窓口・郵送にて)  
※一度に複数品目の申請ができます。



申請内容の  
審査後、  
補助金の  
交付決定

※インターネットで購入する場合は、品名等必要項目の記載がある領収証  
またはレシートの発行が可能か、事前に確認してください。

提出期間について

支払日	提出期間
令和8年4月1日(水曜) ~ 令和9年3月31日(水曜)	令和9年3月31日(水曜) 16時00分まで

※購入、設置工事、支払い、申請がすべて同一年度内に終わるようにしてください。

※郵送の場合は、くらし安心課への提出期間内の到着が必須です。

(送付先) 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所 くらし安心課

## 必要書類

交付申請書兼請求書

同意書 (賃借住宅の場合のみ)

市役所3階くらし安心課窓口及び  
市ホームページで入手できます。

領収証またはレシートのコピー

※品名(規格)、支払日、販売店名もしくは取付業者が記載されたもの

※上記内容が確認できない(金額の記載のみの)金融機関での払込証明では不可

設置後の写真

※購入したすべての防犯用具を設置した後の写真が必要です。

(例) 補助錠6個を購入・設置→6箇所の写真が必要

施工証明書

※自動車の警報装置など写真の撮影が困難な場合は、施工業者の証明が必要です。

自動車検査証のコピー (自動車・総排気量250cc超の自動二輪車用の防犯用具購入の場合のみ)

※自動車などの場合は、「**家用**」および**世帯構成者が「使用者**」として記載された自動車検査証の提出  
が必要です。

設置後に撮った  
写真は**印刷して**  
提出してください!  
(窓口、郵送の場合)



## 申請内容の審査、補助金の交付決定等

交付決定後、**交付決定通知書**を発送した上で、おおむね**2か月後**に指定の口座へ振り込みます。

また、必要に応じて、職員による実施状況調査を行います。

## お問い合わせ先

刈谷市役所 くらし安心課 交通防犯係 TEL 0566-62-1010